

やまゆりホーム運営規程

(指定短期入所生活介護事業)

(目的)

第1条 指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 事業の運営方針は、要介護状態にあるご利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護及び機能訓練を行い、ご利用者の心身の機能維持並びにそのご家族の負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりです。

名称 やまゆりホーム
所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- | | | |
|-------------|-----|---------------------------------|
| (1) 管理者 | 1名 | 管理者は、業務の管理を一元的に行います。 |
| (2) 医師(非常勤) | 1名 | ご利用者の医療及び健康管理を行います。 |
| (3) 生活相談員 | 1名 | ご利用者及びそのご家族の生活相談等をお受けします。 |
| (4) 介護職員 | 27名 | ご利用者の身体上の介護及び生活上の介護等に従事いたします。 |
| (5) 介護職員 | 4名 | ご利用者の療養上の世話及び診療上の補助を致します。 |
| (6) 栄養士 | 1名 | ご利用者の食事内容等栄養管理を行います。 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名 | 利用者の身体機能の維持、回復に必要な訓練の指導等に従事します。 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名 | 介護に関する計画の作成、管理、助言を行います。 |

但し、上記職員については、介護老人福祉施設「やまゆりホーム」の職務と兼務します。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりです。

10名

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容及び利用料その他の費用の額は、次のとおりです。

- (1) 事業の内容
ご利用者の心身の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画に基づき、日常生活を営むうえで必要な介護及び機能訓練を行うとともに要介護状態の軽減又は悪化を防止します。
- (2) 利用料(別紙「やまゆりホーム料金表」による)
厚生労働大臣が定める基準による食費、滞在費です。
- (3) その他の費用の額
別表1の定める金額とします。

(送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりです。

鶴見区、港北区

(ご利用に当たっての留意事項)

第8条 短期入所生活介護を受けるご利用者は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 他のご利用者に迷惑となる言動は慎んでいただきます。
- (2) 施設、設備、備品等は大切に扱い、許可なく移動又は持ち出してはいけません。
- (3) 喫煙は指定の場所で行い、寝タバコは厳に慎んで下さい。
- (4) その他、入所介護が安全かつ快適に行われるよう相互に協力していただきます。

(緊急時等における対応等)

第9条 ご利用者に病状の急変等緊急の事態が発生した場合には、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等適切な措置を講じることとします。

(非常災害)

第10条 非常災害に備えるため、事業所に自衛消防隊を設置します。

附則

(施行日)

この規程は、平成12年 4月1日から施行

この規程は、平成12年10月1日から施行

この規程は、平成13年 1月1日から施行

この規程は、平成14年 9月1日から施行

この規程は、平成17年10月1日から施行

別表 1

1. 理髪代	1,500円~2,000円
2. 送迎費用	
事業所から片道おおむね2キロメートル以内	加算のみ
事業所から片道2キロメートルを超える場合、超過料500円の追加料金 が自己負担(介護保険給付外)となります。	

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人横浜鶴声会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることに努めます。

特別養護老人ホーム やまゆりホーム

施設長 晝間 勝